

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成29年1月25日

九州地方整備局長

小平田 浩司

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本件は、Webサイト「Web建設物価」に掲載のある建設資材価格、機械賃料等について、インターネットを利用して情報提供を行うものであり、本件の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 概要

- (1) 件名 平成29年度 「Web建設物価」情報提供
- (2) 契約件数 27件（九州地方整備局1件及び各事務所（管理）所26件）  
1件あたり7ユーザー登録、3ユーザー同時使用可能  
詳細は仕様書を参照下さい。
- (3) 履行期間 平成29年 4月1日～平成30年 3月31日

### 3. 目的

Webサイト「Web建設物価」に掲載のある建設資材価格、機械賃料等について、インターネットを利用して情報提供を行うものであり、実勢価格を適切かつ迅速に反映した工事積算に資することを目的とするものである。

#### 4. 応募要件

##### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 競争参加資格（全省庁統一資格）
  1. 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」における九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。
  2. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
  3. 競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 27 年 1 月 24 日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- ③ 九州地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  1. 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - （ア）親会社と子会社の関係にある場合
    - （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  2. 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（ア）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

##### (2) 技術力に関する要件

- ① Web サイト「Web 建設物価」に掲載のある建設資材価格、機械賃料等について、インターネットを利用して情報提供することが可能なこと。
- ② （一財）建設物価調査会が唯一運営する Web サイト「Web 建設物価」における掲載価格等のデータについて、本件を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該調査会からの提供について書面による了解を得ること。  
書面による了解は、参加意思確認書提出時までには得ることを原則とするが、

参加意思確認書提出時までには書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある」ことが要件となる。

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

#### ①契約関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
福岡第二合同庁舎7階  
九州地方整備局 総務部契約課 購買係  
電話 092-476-3509 ファクシミリ 092-476-3459

#### ②技術関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
福岡第二合同庁舎6階  
九州地方整備局 企画部技術管理課 基準第三係  
電話 092-476-3546 ファクシミリ 092-476-3465

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年1月25日(水)から平成29年2月13日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで。(1)②に同じ。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成29年2月14日(火)18時00分 (1)①に同じ。持参、郵送(書留郵便等記録が残るもの)またはFAX(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

## 6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)①に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成29年3月3日(金)18時00分

(4) 契約日は平成29年度予算が平成29年4月3日までに成立した場合は、4月3日とし、4月4日以降に成立した場合はその成立日とする。

なお、成立日にかかわらず、契約(履行)期間の始期は平成29年4月1日とする。

また暫定予算となった場合、本業務に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする、なお、本予算成立後は平成30年3月31日までとする。

(5) 詳細は説明書による。